

お祭りの屋台！

「届出」と「消火器」が必要になります。

《背景》

平成25年8月に携行缶のガソリンに引火し多くの犠牲者を発生させた京都府福知山花火大会火災を受け、※多くの人が集まる催しに対して、主催者及び出店者に次の火災予防条例の義務が課せられます。

- 1 露店等が出る場合には露店等開設届出書を消防署に提出
- 2 露店等で対象火気器具等を取り扱う場合には消火器の設置

※「多くの人が集まる催し」とは、祭礼・縁日・花火大会、展示会等で人が集合することにより混雑が生じ火災が発生した場合の危険性が高まる催しで、各地区で開催されるお祭り・花火大会などでの露店は該当となります。

屋台等を開設する際の注意点(条例改正点)

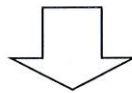
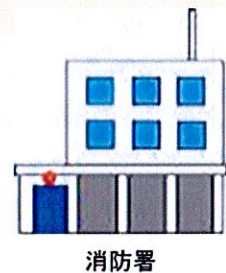
屋台において、*対象火気器具等を取り扱う場合は管轄の消防署へ「露店等の開設届出書」(裏面をご覧ください)を提出します。

※ 開設届は北アルプス広域消防本部のホームページでダウンロードできます。

※ 主催者又は露店開設者のいずれかが提出しましょう。

* 対象火気器具とは

- (1) 気体、液体、又は固体燃料を使用する器具
- (2) 電気を熱源とする器具



屋台において、対象火気器具等を取り扱う場合は*消火器の設置が必要です。

* 消火器について

- (1) 消火器は対象火気器具の消火に対応したもの。
- (2) 原則1店舗1本設置としますが、20m以内の露店に関しては共有も可能です。
- (3) 消火器の設置は主催者又は露店開設者のいずれかが設置しましょう。



※ 露店等が100店舗以上の屋外での大規模な催しで、火災が発生した場合に、重大な被害が出るおそれがあると消防長が認めるものを「指定催し」として指定し、防火担当者を定め、計画書を提出していただきます。この計画書を提出しなかった場合には罰則が科されます。

問い合わせ： 北アルプス広域消防本部
総務課予防係
TEL:0261-22-0166

様式第5号(カ) (第14条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日			
北アルプス広域消防長 殿			
届出者 住 所			
(電話)			
氏 名 印			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 しの 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	(緊急時の連絡先電話番号)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設位置、消火器の位置、火気器具、LPGボンベ及び発電機の位置、燃料携行缶等の保管場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。